

令和4年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 香川県

農業委員会名： 高松市農業委員会

I 農業委員会の状況(4年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 R2 年 7 月 20 日

任期満了年月日 R5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	23
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	55	53	28

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	7,089
農業経営体数	3,700

※ 直近の「農林業センサス」又は
「農業構造動態調査」に基づいて
記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	4,014
女性	1,494
40代以下	195

※ 直近の「農林業センサス」又は
「農業構造動態調査」に基づいて
記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	326
基本構想水準到達者	86
認定新規就農者	38
農業参入法人	60
集落営農経営	34
特定農業団体	0
集落営農組織	34

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	4,780	868				5,650

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	5,650 ha	1,592 ha	28.2 %
課題	農業従事者の減少や高齢化が進む中、既存の担い手不足と新たな担い手育成が課題となっている。また基盤整備率が低く面積が小さい農地が多いことから、作業効率を高めるため担い手間での農地トレード等を推進し、農地の集約化を促進する必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	12 年度	集積率	67 %
今年度の新規集積面積	244 ha	農地面積(C)	5,650 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,836 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	32.5 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
		115 ha	100 ha
課題	農業従事者の高齢化や担い手不足により、遊休農地は増加傾向にある。農地利用状況調査により遊休農地を把握するとともに、遊休農地の所有者に対し意向調査を行い、農地中間管理事業の活用を促す必要がある。また農地機構に対しても借受基準の緩和を求める必要がある。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	100 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	20 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	15 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	香川県農地機構やその他関係機関と連携し、解消に向けての工程表を作製する。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha
---------------------------	----

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	元年度新規参入者		2年度新規参入者		3年度新規参入者	
	5	経営体	8	経営体	11	経営体
	2.7	ha	5.0	ha	5.0	ha
課題	市農林水産課、東讃農業改良普及センター、香川県農協が共同で実施する就農相談会等において、農業委員会は香川県農地機構と連携し、農地の確保等、農地に関するサポートを積極的に行っていく必要がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均			
	224	ha	244	ha	245	ha	238
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積				23.8	ha		

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6	最適化活動を行う農業委員の人数	23	人
		農地利用最適化推進委員の人数	53	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	農地の集積	8月後半に地区ごとの農業相談会を開催し利用権設定の申出を集中的に受付する。それに先立ち貸付者・借受者からの相談に積極的に対応する。
9月	遊休農地の解消	市農林水産課・地区水田部会・JA・農業共済等と協力し、農地法第30条第1項の利用状況調査を実施する。
1月	農地の集積	1月後半に地区ごとの農業相談会を開催し利用権設定の申出を集中的に受付する。それに先立ち貸付者・借受者からの相談に積極的に対応する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	4	回
---------------	---	---

開催時期	およそ四半期ごと	相談会名	就農相談会
参加者数	5	開催場所	JA営農センター
相談会の内容	就農相談会は、毎月一回、市農林水産課・JA・普及センターが合同で開催し、相談者から技術・資金・農地について段階的に相談を受けている。その中で、農地の貸借等の相談が見込まれる場合、地区的農業委員・推進委員は機構の集積専門員と共に出席し相談を受ける。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)